

法定福利費の内訳明示（参考）

平成31年2月

茨城県牛久市

目 次

1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは 1
2. 内訳明示する法定福利費の算出方法 1
3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関する質問 5
4. 詳しい情報について 8

1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは

建設産業では、公平で健全な競争環境を構築すると共に、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、社会保険等未加入対策に取り組んでいる状況である。

社会保険等未加入対策を進めて行く中では、法定福利費の確保が重要である。これまでの取引慣例では、トン単価や平米単価による見積が一般的で法定福利費がどのように取り扱われているかが分かりにくい状況であった。

法定福利費を内訳明示した見積書とは、下請業者が元請業者（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示したものである。これを活用することにより、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにするためのものである。

※見積書の内容は、建設業法第20条の規定に該当すること。

2. 内訳明示する法定福利費の算出方法

(1) 内訳明示する法定福利費の範囲

法定福利費（社会保険料）といった場合、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料があるが見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち現場労働者（技能労務者）の事業主（会社）負担分とする。

見積書にて内訳明示の対象となる保険料等について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金※	雇用保険料	労災保険料※
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	-	×	-

※ 事業主が全額負担（本人負担分なし）

- 内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としているが、各社が個別に表中の【×】の部分の内訳標示しても問題ない。その場合は、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要がある。

(例えば 【法定福利費は、××保険料の本人負担分を含む】 等とする。)

(2) 法定福利費の基本的な算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

法定福利費は、通常年間の賃金総額に各保険料率を乗じて計算する。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能である。そのため、見積額に計上した【労務費】を賃金とみなし、各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的である。

(3) その他 算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で個別工事ごとの法定福利費を簡易に算出することも考えられる。

この方法は、その性質上ある程度定型化した工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当である。

(4) 適用する保険料率の考え方

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料	全国健康保険協会 ホームページ等	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料
介護保険料	(個別に健康保険組合に加入している場合は、別途組合に問合せ)	加入率(40~64歳の被保険者割合)を加味する
厚生年金料	日本年金機構 ホームページ等	-
児童手当拠出金	(厚生年金基金に加入している場合は、別途基金に問合せ)	
雇用保険料	厚生労働省 ホームページ等	(建設の事業)の料率を用いる

・健康保険の保険料率

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用いる。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められている。)また、協会けんぽの介護保険料率は、全国一律となっているが介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの者であり、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要がある。介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難である。そのため、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況(被保険者全体に占める40~64歳の割合)を勘案して設定する方法等が考えられる。

(参考) 介護保険料の算定に使用する保険料率の考え方

＝協会けんぽの介護保険料率×1/2(事業主負担)×加入率(40~64歳の被保険者割合※)

※協会けんぽウェブサイトの被保険者数及び被扶養者の年齢構成割合より

・厚生年金保険(児童手当拠出金含む)の保険料率

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できる。(厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要がある。)

また、児童手当拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いる。

・雇用保険の保険料率

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められているので、その中の【建設の事業】の保険料を参考にする。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することができる。

(5) 健康保険、厚生年金保険の適用除外者であるものの取扱い

常時使用する労働者が5人未満の個人事業所(支所等)や一人親方などは、健康保険、厚生年金保険に加入する義務のない、いわゆる【適用除外】となる。そのため、各保険の事業主負担は発生しない。

従って、適用除外となっている現場作業員の法定福利費については、内訳明示する法定福利費から除外する必要がある。

実際には見積段階で適用除外となる作業員の方を把握することは、実務上難しいと思うので見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として健康保険・厚生年金保険に加入するための費用を内訳明示の対象とする。その後、元請企業(直近上位の注文者)と協議を行い、最終的な金額を決定する。

(6) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成例

〇〇年〇〇月〇〇日

御見積書(例)

〇〇建設株式会社 殿

牛久市××町〇〇番地
△△株式会社

見積金額	N (消費税込み)			
項目	数量	単位	単価	金額
〇〇工事	1	式		A
材料費	1	式		B
労務費	1	式		C
共通仮設費	1	式		D
現場管理費	1	式		E
一般管理費	1	式		F
小計.1				F=A+B+C+D+E
※上記に法定福利費は含まない。				
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	a	B×a=G	K=G+H+I+J
健康保険料	B	b	B×b=H	
介護保険料	B	c	B×c=I	
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	d	B×d=J	
小計.2				K
工事価格(小計1+2)				L=F+K
消費税等相当額				M=L×△%
合計				N=L+M

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除する。

法定福利費も消費税の対象になる。

3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関する質問

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出しなければならないのか？

A. 内訳明示する法定福利費の額は、本来各建設業者が個別工事ごとに自社の施工実績等に基づいて算定するものなので、必ずしも所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出する必要はない。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が法定福利費の算定を行おうとする際の参考にするためのものである。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書の様式を使用しなければならないのか？

A. 法定福利費を内訳明示した見積書の活用は、必要な法定福利費を確保することを目的としているので、法定福利費の内訳が明示されていれば自社又は注文者から指定された様式でも差し支えない。各専門業者団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際に参考にするためのものである。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 対象となる。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務なのか？

A. 社会保険等への加入を徹底していくためには、主に技能労働者等を雇用している下請企業が必要な法定福利費を確保していくことが重要である。そのために、見積に当たっては従来の総額単価だけでなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。そこで、各専門工事業団で業種の特性等に応じて、法定福利費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進しているところである。この取組みについては、見積書を提

出する際に法定福利費を内訳明示することを直接的に義務づけた法律等の規制はないが、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負代金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費等）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条第3項の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険の加入促進に向けて重要な取組みであることから、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、法定福利費の適正な確保のために、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に提出する取組が行われているところであり、これを提出する環境づくりが必要であることなど、元請企業及び下請企業が具体的に取り組むべき事項を定め、更なる普及や定着に向けた環境整備を行っている。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成する。ただ、注文者に見積書を依頼されて段階では、下請企業に工事を発注するか決まっていないことが多い。また、見積書では注文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、どれくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算し、外注費（下請代金）そのものが項目として計上されているものではない。従って、自社が作成する見積書そのものに含まれる【工賃】を基本に法定福利費を算出すれば、下請代金に含まれる法定福利費も含まれているものと考えられる。

Q. 下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違う場合は、適用する保険料率はどの保険のものにすれば良いのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成する必要がある。自社及び下請企業が加入する保険が必ずしも同じであるとは限らない。

この際、内訳明示する法定福利費を算出するために使用する保険料率は、それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといったことが考えられる。法定福利費を支払う側である注文者が納得のできる合理的な内容であれば問題ない。

Q. 見積金額には元々、法定福利費が適正に含まれており、必要な保険にもきちんと加入しているのだが、それでも法定福利費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのか？

A. 法定福利費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではない。しかし、社会保険等への加入を促進するためには加入に必要な法定福利費をしっかりと確保していく必要がある。

国土交通省では、平成27年4月1日付けで改訂されて「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は、(中略)下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」ことや、「下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保する」ことを明記する等、法定福利費を内訳明示した見積書を主体的に作成していくことが求められる。

4. 詳しい情報について

各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

- ・ 法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されている。
- ・ 業種等の特性等に応じた見積書となっているので、作成の際に参照する。

⇒ [国土交通省ホームページ](#) 「標準見積書」で検索

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

- ・ 国土交通省の公表している法定福利費を内訳明示した見積書作成手順。
- ・ 業種等に関わらず見積書の標準的な作成手順を示したもの。

⇒ [国土交通省ホームページ](#) 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

- ・ 建設業における社会保険の加入についての建設企業の取組み指針。
- ・ 「法定福利費を内訳明示した見積書」についても掲載している。(詳しくは前項「参考3」を参照)

⇒ [国土交通省ホームページ](#) 「社会保険 下請指導ガイドライン」で検索

社会保険労務士による「電話相談窓口」

- ・ 社会保険労務士が社会保険制度等について電話で専門的な相談に対応。
- ・ 全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会にご協力をいただき、無料の電話相談窓口を設置している。

⇒ [国土交通省ホームページ](#) 「社会保険労務士 相談窓口」で検索

発行日 平成31年2月
発行者 茨城県牛久市
編集 牛久市総務部契約検査課